



子育て・福祉

子育て

手当・助成

問 子育て支援課 TEL 62-3272

児童手当



0歳から高校生年代(18歳到達後の最初の3月31日まで)の児童を養育する保護者に対し、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として児童手当を支給しています。

●支給額は次のとおりです。

児童の年齢	児童手当の額(1人あたり月額)	
3歳未満	15,000円	第3子以降 30,000円
3歳以上高校生年代まで	10,000円	

- * 令和6年度制度改正に伴い、所得による支給制限がなくなりました。
- * 「第3子以降」とは大学生年代(22歳到達後の最初の3月31日まで)までの養育している子のうち、年齢が上の子から数えて3番目以降をいいます。
- * 大学生年代の子については、受給者が生活費等を経済的に負担し、養育している場合のみカウントします。

児童扶養手当



父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を養育している家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として児童扶養手当を支給しています。

●支給要件

手当を受けることができる方は、18歳到達後の最初の3月31日までの児童(一定程度の障害がある場合は20歳の誕生日の前日まで)を養育している父母または養育者であり、次のいずれかの条件にあてはまる方です。

- (1) 父母が離婚した児童
- (2) 父または母が死亡した児童
- (3) 父または母が重度の障がいにある児童
- (4) 父または母の生死が明らかでない児童
- (5) 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- (6) 父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
- (7) 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (8) 未婚の母の児童
- (9) その他、生まれたときの事情が不明である児童

* 上記に該当しても手当が支給されない場合があります。詳細はお問い合わせください。

* 受給者本人及び扶養義務者(本人と同居する父母、兄弟)等の前年度の所得額により支給額を決定します(所得によっては手当が支給されない場合があります)。

●支給額

支給額については年度によって変動がありますので、市ホームページをご確認ください。



〈 広告 〉

放課後等デイサービス
ハッピーテラス 袖ヶ浦教室

楽しいトレーニングを通して、
発達に課題を抱えるお子様の
成長と自立をサポート
してまいります。

営業日 火曜日～金曜日 13:00～19:00
土曜日・長期休暇 9:00～17:00

TEL 0438-40-5581

P 4台有り
袖ヶ浦市長浦駅前 3-3-6
千葉県指定許認可番号1250900121



子育て・福祉

子ども医療費助成



市内に住所があり、保険給付を受けることができる子ども(0歳から高校3年生相当(18歳到達後の最初の3月31日まで))に対し、保健対策、保護者の経済的負担の軽減を図るため、医療保険の適用となる入院・通院にかかる医療費の全部または一部を助成しています。

●医療費等の助成額は次のとおりです。

世帯区分	子ども医療費自己負担金	
	入院1日または通院1回あたり	調剤
市町村民税 所得割課税世帯	200円 (月額上限あり)	0円
上記以外の世帯	0円	

*学校等の管理下での負傷・疾病など、日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象となる場合や、交通事故等の第三者による負傷等で受診する場合は、助成対象外となります。

*県外の医療機関を利用した場合や、受診時に受給券を持参していなかった場合は、助成金交付申請を行ってください。

ひとり親家庭等医療費等助成



市内に住所があり、保険給付を受けることができるひとり親家庭等(18歳到達後の最初の3月31日までの子どもを養育)に対し、経済的負担の軽減を図るため、医療保険の適用となる入院・通院にかかる医療費等の全部または一部を助成しています。

●医療費等の助成額は次のとおりです。

世帯区分	医療費自己負担額	
	入院1日または通院1回あたり	調剤
市町村民税 所得割課税世帯	300円	0円
上記以外の世帯	0円	

*所得制限があります。

*交通事故等の第三者による負傷等で受診する場合は、助成対象外となります。

*県外の医療機関を利用した場合や、受診時に受給券を持参していなかった場合は、助成金交付申請を行ってください。

母子家庭等自立支援教育訓練給付金



母子家庭の母または父子家庭の父が、就業のために指定された教育訓練講座を受講する場合に、受講料の6割相当額の給付金を支給しています。

母子家庭等高等職業訓練促進給付金



母子家庭の母または父子家庭の父が資格取得を目的として、養成機関において6か月以上修業する場合に、生活の安定を図るため、給付金を支給しています。

*支給要件があります。詳細はお問い合わせください。

未熟児養育医療費助成



身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする乳児に対して、その治療に必要な医療費を助成しています。

出生時の体重が2,000g以下、または諸機能が特に未熟な乳児で、養育のために指定医療機関で入院が必要と認められた乳児が対象です。

交通遺児等手当

交通災害により父または母が死亡、もしくは重い障がいが残った場合に、保育・就学手当を支給しています。

袖ヶ浦市子ども家庭センター



問 子育て支援課内 TEL 62-3220

妊娠から出産、子育てまで、子育て世代の身近な相談窓口として、保健師や助産師、社会福祉士などの専門職員が、皆さんの子育てを総合的に支援します。

- ・子育てでお困りのことなど、なんでも相談に応じます。
- ・相談内容によって、ご利用いただける市のサービス等をご紹介しますとともに、専門窓口につなげます。
- ・母子健康手帳の交付の際に、助産師等専門職員が面接を行い、全員にサポートプランを提案します。

母子健康手帳



●母子健康手帳の交付(予約制です)

妊娠と診断されたら、早めに母子手帳アプリ♡そでふあむより「妊娠届出書」の入力をしてください。後日母子健康手帳と健康診査受診票等(別冊)を交付しますので交付希望日時の予約をください(助産師等専門職員が相談や説明を行っています)。

母子健康手帳は妊娠の経過から出産、健康診査、予防接種など、お子さんが小学校に入るまで身体の状態を記録する大切な手帳です。健康診査や予防接種を受ける際は、必ずお持ちください。

詳細については、市ホームページをご覧ください。直接お問い合わせください。

プレ・ママパパ学級

保健師、助産師、栄養士、歯科衛生士による講話や実習を通して、新しい家族を迎えた生活をイメージできる教室です。

*予約制です

会場 保健センター

対象 妊婦とその夫等

妊産婦・新生児等の訪問



妊娠中の不安や子育てで困っていること等の相談を伺いに保健師・助産師がご家庭を訪問しています。

お子さんが生まれた際は、母子手帳アプリ♡そでふあむより「出生通知書」の入力をお願いします。

産後ケア事業



出産後にケアが必要な方に対し、市が委託している医療機関等で心身のケアや育児支援を受けていただくことにより、産後におけるお母さんの心身の不調、育児への不安等の解消につなげます。

詳細については、市ホームページをご覧ください。直接ご相談ください。



産前産後ヘルパー派遣

妊娠期または産後期にあって、家族などから十分な援助が受けられない母等の負担軽減を目的に、家事及び育児を援助するヘルパーを有償で派遣するサービスです。



対象者

- ・妊娠中で、日中家事や育児を手伝ってくれる方がいないため、支援が必要な方
- ・生後6か月(多胎児出産の場合は生後1年)になる日の前日までの子どもを養育し、日中家事や育児を手伝ってくれる方がいないため、支援が必要な方

サービス内容

- ・家事に関する援助(食事の調理及び後かたづけ、衣類の洗濯、居室等の清掃、生活必需品の買い物等、日常的に行う必要がある家事等をお手伝いします)
 - ・育児に関する援助(母等が行う授乳、おむつ交換、もく浴などをお手伝いします)
- *このサービスは、原則として母等が見守る中で提供します。

利用料

- 1時間あたり700円
- *世帯の課税の状況等により、利用料の減免を受けることができます。

児童虐待防止対策

親や養育者が子どもに対して行う児童虐待は、子どもの心や身体の成長、人格をつくるうえで重大な影響を与えます。「怒鳴り声が聞こえる」、「子どもの泣き声が絶えない」、「子どもの服装がいつも汚れている」など、おかしいと感じたら迷わず連絡(通報)してください。

- ・児童相談所全国共通3桁ダイヤル
TEL 189(いちはやく)(24時間受付)
- ・君津児童相談所
TEL 0439-55-3100
- ・袖ヶ浦市こども家庭センター
TEL 62-3220

家庭児童相談

児童に対する虐待の通告・相談、子どもの性格上の悩みや進学、登校拒否、非行、養育など家庭内の児童にかかわる相談ごとを家庭相談員が支援します。毎週月曜日～金曜日 9:00～16:00…市役所1階 家庭児童相談室
電話相談可 TEL 62-2111



母子・父子自立支援相談

母子家庭の方などの子育て、就業などについて母子・父子自立支援員が相談に応じ、助言や各種制度の情報提供などを行います。

また、DV相談にも応じます。
毎週月曜日・火曜日・木曜日 9:00～16:00…市役所1階 家庭児童相談室
電話相談可 TEL 62-2111



ベビーカーマークを知っていますか?

ベビーカーマークは、ベビーカーを安心・安全に使用するためのマークです。

ベビーカーを安心して利用できる場所や設備(エレベーター、鉄道やバスの車両スペース等)を表しています。



ベビーカー
使用禁止マーク

ベビーカーの使用を禁止する場所や設備(エスカレーター等)を表しています。

ベビーカー使用者や周囲の方は、お互い気持ちよく利用できるように協力しましょう!

出典:国土交通省

子育て支援センター

就学前のお子さんとその保護者が気軽に利用できる場所で、育児に関するアドバイスや育児情報の提供を専門の保育士が行っています。打ち解けた雰囲気の中でお子さんを遊ばせたり、親同士が交流し、情報交換もできます。



市内の子育て支援センター

施設名	所在地 連絡先	利用時間	利用料金	利用方法
そでがうらこども館	神納1136-3 TEL 62-2333	月曜日～土曜日 9:00～16:15	無料	直接お越しください。
ぱる	昭和保育園内 TEL 62-1519	月曜日～土曜日 9:30～16:00	給食試食会以外無料・試食会は要予約	
すまいるらんど	長浦保育園内 TEL 62-2250	月曜日～金曜日 9:00～15:30	無料 *活動内容によっては実費徴収あり	
ゆうゆう	白ゆり保育園内 TEL 38-3258	月曜日～金曜日 9:00～15:30	無料 *活動内容によっては実費徴収あり	
きらら	認定こども園まりん内 TEL 38-5101	月曜日～金曜日 9:30～15:30	無料 *活動内容によっては実費徴収あり	
はぐくみ	みどりの丘保育園内 TEL 97-5527	月曜日～金曜日 9:00～15:30	無料 *活動内容によっては実費徴収あり	
ちきんえっぐ	袖ヶ浦どろんこ保育園内 TEL 97-7913	月曜日～金曜日 10:00～16:00	無料 *活動内容によっては実費徴収あり	
	百目木どろんこ保育園内			

なかよし広場・園庭開放

市立保育所では、地域の乳幼児の遊びの場として毎日園庭を開放しています。また、保育所ごとに実施日を変え、広い部屋で親子一緒に楽しい一時を過ごすことのできる【なかよし広場】も行っています。担当の保育士が遊びのお手伝いや、教育相談にも対応していますので、気軽にお越し下さい。(給食体験以外無料・給食体験は要予約)



園庭開放 月曜日～土曜日 9:30～11:30

なかよし広場

場所	実施日	時間
平川保育所	第1木曜日	9:30～11:30 *3、4、8月はお休みです。
久保田保育所	第2木曜日	
根形保育所	第3木曜日	
吉野田保育所	第4木曜日	

(お休みの場合があります。事前にお問合せください。)

問い合わせ先 保育幼稚園課 TEL 53-8688

子育て支援センター そでがうらこども館

未就学児とその保護者及び妊娠中の方を対象とした子育ての交流の場所です。また、保育士が子育てに関する相談に応じ、お話し会や誕生会を開催し、毎月体重や身長測定の実施、ものづくりなどの製作活動を企画しています。



開館日 月曜日～土曜日(祝日、年末年始を除く)

開館時間 8:30～17:15

利用時間 9:00～12:00・13:00～16:15
(12:00～13:00はお昼休憩です。お子さんと一緒にお弁当を食べることができます。)

< 広告 >

児童発達支援・放課後等デイサービス

ふたば

対象：0～18歳の重症心身障害児、医療的ケア児
利用時間：10～17時(延長預り応相談)
定休日：日曜日

お母さんが自分らしく
過ごすために、安心して
子どもを預けられる場所

HP

袖ヶ浦市久保田 8-1
TEL:0438-97-7330 FAX:0438-97-7307

放課後等デイサービス

ぱるぱるーむ

☎ 0438-97-7728
袖ヶ浦市神納 2-4-15

不動産

活かせば財産。
眠らせれば負担です。

美松土地開発(株)

千葉県知事免許(5)第14575号
袖ヶ浦市蔵波台 5-8-4

<https://www.mimatsu-ld.jp/>

TEL0438-62-2858

ファミリーサポートセンター

TEL 64-3115



子育ての援助を受けたい方(利用会員)と子育ての援助を行いたい方(提供会員)が会員となって、地域で助け合う有償の相互援助活動です。

保育施設などへの送迎や通院・冠婚葬祭などの一時的な子どもの預かりなどを行います。

●会員の条件

- ・利用会員…市内在住・在勤または、里帰り出産等で一時的に市内に居住する場合で、生後6か月から小学6年生までの子どもの保護者
- ・提供会員…市内在住の20歳以上で、心身ともに健康で積極的に援助活動ができる方
 - *資格は問いません。
 - *入会后、基礎研修会と救急講習を受講していただきます。

●援助活動の報酬(児童一人当たり)

- ・平日6:00~20:00 1時間あたり700円
- ・平日20:00~22:00と土・日・祝日・年末年始6:00~22:00 1時間あたり900円
- ・交通費、おやつ代等 実費

●会員登録の方法

電子申請または、ファミリーサポートセンターに電話予約の上、本人が直接手続きをしてください。

袖ヶ浦市ファミリーサポートセンター

所在地 神納1136-3(そでがうらこども館)

電話・FAX 64-3115

開設時間 9:00~17:00
月曜日~土曜日(祝日、年末年始を除く)

放課後児童クラブ



放課後児童クラブは、就労などの理由で放課後家庭に保護者がいない子どもたちが、安全で楽しい時間を過ごすための施設です。市内小学校学区内に各1つ以上の放課後児童クラブがあります。

学校区	クラブ名	所在地
昭和小学校	学童保育所ひみつきち	坂戸市場1392-1
	学童保育所ひみつきち2	坂戸市場1391-2
	学童保育所あそびっこクラブ	奈良輪39-5
	昭和放課後児童クラブ	坂戸市場1431
奈良輪小学校	奈良輪放課後児童クラブ	奈良輪425-1
	奈良輪放課後児童クラブ第二	奈良輪425-1
	学童保育OLIVES	奈良輪222
	学童保育GRAPES	奈良輪983-5
	キッズクラブ奈良輪	今井2-112-16
	放課後児童クラブあさひ	神納4135-1
	奈良輪小学学童保育所いずみクラブ	奈良輪460-2
蔵波小学校	学童保育子ども会館	蔵波2596
	学童保育子ども会館第二	蔵波2596
	学童保育子ども会館ジュニアクラブ	蔵波2596
	学童保育子ども会館フレンドクラブ	蔵波2596
	蔵波学童保育所つくしんぼクラブ	蔵波台7-6-7
	蔵波すくすく児童クラブ	蔵波1515-1
長浦小学校	長浦第一放課後児童クラブ	久保田137-3
	長浦第二放課後児童クラブ	長浦駅前6-1-4
根形小学校	根形放課後児童クラブ	三ツ作761
平岡小学校	平岡放課後児童クラブ	野里1503
中川小学校	中川放課後児童クラブ	横田2583





保護者の仕事や病気、ケガなどのため、家庭で十分な保育を受けることのできない0歳から5歳までの乳幼児を保育します。

▶ 入所申込

4月以外の入所希望(毎月1日入所)の場合は前月5日まで保育幼稚園課窓口で受け付けます。
4月は締切が通常より早まります。詳しくは保育幼稚園課へご確認ください(原則として3月入所の受付はありません)。

▶ 保育料

保護者の市民税の課税状況により保育料を決定します。

▶ 市内の保育所・保育園

施設名	所在地 電話番号	開所(園)時間 (時間外・延長保育含む)	特別保育の内容			
			一時預かり	病児	病後児	休日
福王台保育所	神納2-19-4 TEL 62-6060	月曜日～金曜日 7:30～19:00 土曜日 7:30～19:00				
久保田保育所	久保田1799-3 TEL 62-8331	月曜日～金曜日 7:30～19:00 土曜日 7:30～19:00				
根形保育所	下新田106-1 TEL 63-0858	月曜日～金曜日 7:30～19:00 土曜日 7:30～13:00	○			
平川保育所	三箇1965 TEL 75-2159	月曜日～金曜日 7:30～19:00 土曜日 7:30～13:00				
昭和保育園	奈良輪782-1 TEL 62-2427	月曜日～金曜日 7:00～19:00 土曜日 7:00～18:00	○			
長浦保育園	蔵波2598-1 TEL 62-2250	月曜日～金曜日 7:00～20:00 土曜日 7:00～19:00			○	○
白ゆり保育園	蔵波2592-1 TEL 38-3258	月曜日～金曜日 7:00～20:00 土曜日 7:00～19:00				
大空保育園	神納1136-1 TEL 53-8224	月曜日～金曜日 7:00～20:00 土曜日 7:00～19:00				
みどりの丘保育園	蔵波3108-177 TEL 97-5552	月曜日～金曜日 7:00～19:00 土曜日 7:00～19:00	○		○	
ユーカリ保育園	袖ヶ浦駅前1-22-3 TEL 40-5356	月曜日～金曜日 7:00～19:00 土曜日 7:00～19:00				
スクルドエンジェル 保育園望海園	袖ヶ浦駅前2-14-6 TEL 42-1743	月曜日～金曜日 7:00～19:00 土曜日 7:00～19:00				
スクルドエンジェル 保育園神納園	神納2722-3 TEL 42-1045	月曜日～金曜日 7:00～19:00 土曜日 7:00～19:00				
クニナ袖ヶ浦保育園	神納2942-2 TEL 62-8008	月曜日～金曜日 7:00～20:00 土曜日 7:00～18:00	○			
袖ヶ浦どろんこ保育園	奈良輪801-1 TEL 97-7913	月曜日～金曜日 7:00～20:00 土曜日 7:00～20:00				
まなびの森保育園 長浦	蔵波95-1 TEL 97-7898	月曜日～金曜日 7:00～20:00 土曜日 7:00～20:00				

〈 広告 〉

一人ひとりに寄り添う
ぬくもりいっぱい保育園です
社会福祉法人 みどりの風

みどりの丘保育園 定員90名
千葉県自然環境認証保育園 (0歳児～小学校就学前)
・一時預かり保育
・病後児保育
・子育て支援センターはぐくみ
袖ヶ浦市蔵波3108番177
☎ 0438-97-5552

みどりの風保育園 定員19名(0～2歳児)
・一時預かり保育
袖ヶ浦市蔵波3108番18
☎ 0438-38-5666
<https://hoiku-midorinokaze.com/>

よこすか内科小児科・はるこレディースクリニック
木更津市金田東6丁目-47-21

～予防接種は予約制です～
詳しくは当院ホームページをご覧ください。
お気軽にお問合せください。

各種予防接種 受付中
予防接種(小児)
子宮頸癌ワクチンなど

当院LOVOT
こども

☎0438-40-5336(内科・小児科) ☎0438-40-5404(婦人科) <https://www.yokosuka-clinic.com>

施設名	所在地 電話番号	開所(園)時間 (時間外・延長保育含む)	特別保育の内容			
			一時預かり	病児	病後児	休日
認定こども園まりん	袖ヶ浦駅前2-34-2 TEL 38-5101	月曜日～金曜日 7:00～20:00 土曜日 7:00～19:00	○	○		○
百目木 どろんこ保育園	百目木200	月曜日～金曜日 7:00～20:00 土曜日 7:00～20:00				
みどりの風保育園 (小規模保育)	蔵波3108-18 TEL 38-5666	月曜日～金曜日 7:00～19:00 土曜日 7:00～19:00	○			
スクルドエンジェル保育園 袖ヶ浦園I・II(小規模保育)	袖ヶ浦駅前1-39-10 TEL 42-1553	月曜日～金曜日 7:00～19:00 土曜日 7:00～19:00				
アレッタ袖ヶ浦園 (小規模保育)	袖ヶ浦駅前1-31-15 TEL 42-1616	月曜日～金曜日 7:00～19:00 土曜日 7:00～18:00	○			
スクルドエンジェル保育園 袖ヶ浦園III(小規模保育)	袖ヶ浦駅前1-39-13 TEL 73-3624	月曜日～金曜日 7:00～19:00 土曜日 7:00～19:00				
キッズガーデンひまわり (事業所内保育)	蔵波2713-9 TEL 63-4012	月曜日～金曜日 7:00～19:00 土曜日 7:00～19:00				
みらいっ子るーむ (家庭的保育)	福王台3-10-30 TEL 63-5558	月曜日～金曜日 8:30～17:30 土曜日 8:30～17:30				

一時預かり

急な用事や冠婚葬祭、病院に行きたい、リフレッシュしたい、また仕事を探したい等、一時的にお子さんをお預かりします。



保育場所と時間帯

- ・根形保育所 月曜日～金曜日 8:30～16:30
土曜日 8:30～12:00
- ・昭和保育園 月曜日～金曜日 9:00～19:00
土曜日 9:00～17:00
- ・認定こども園まりん 月曜日～金曜日 9:00～16:00
- ・みどりの丘保育園 月曜日～金曜日 8:30～17:30
- ・みどりの風保育園 月曜日～金曜日 8:30～17:30
- ・クニナ袖ヶ浦保育園 月曜日～金曜日 9:00～16:30
- ・アレッタ袖ヶ浦園 月曜日～金曜日 7:00～18:00
土曜日 9:00～16:00

対象児童

市内在住の満3か月以上(昭和保育園・みどりの丘保育園・みどりの風保育園・アレッタ袖ヶ浦園は満6か月以上)から就学前まで(アレッタのみ2歳児クラスまで)の利用当日保育に支障のない健康状態の児童

利用方法

保育所(園)に電話で問い合わせ後、登録手続きをしてください。

病児保育

当面症状の急変は認められないものの、病気の回復期に至っていないため、集団生活が困難なお子さんをお預かりします。



専属の看護師と保育士が保育にあたっていますので、安心してご利用ください。

保育場所と時間帯

- 認定こども園まりん内(くらげ)
月曜日～金曜日 8:00～16:00

対象者

市内在住または、市内保育所(園)に通所(園)中の児童で、生後6か月から小学3年生までの児童で、かかりつけ医を受診し、安静確保に配慮する必要がある児童

利用するための理由

仕事の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭などの事情で、家庭で保育することが困難な場合。

利用方法

保育園に電話で問い合わせ後、登録手続きをしてください。

〈 広告 〉

・長浦保育園
 袖ヶ浦市蔵波 2598-1 TEL.0438-62-2250
・白ゆり保育園
 袖ヶ浦市蔵波 2592-1 TEL.0438-38-3258
・大空保育園
 袖ヶ浦市神納 1136-1 TEL.0438-53-8224
・ふくた保育園
 木更津市下部 1874-5 TEL.0438-53-5553
**・幼保連携型
認定こども園 まりん**
 袖ヶ浦市袖ヶ浦駅前 2-34-2 TEL.0438-38-5101
社会福祉法人 恵福社会
 袖ヶ浦市蔵波 2598-1 TEL.0438-60-1611

蔵波小学校地区
 ・学童保育 子ども会館
 ・学童保育 子ども会館第二
 ・学童保育 子ども会館ジュニアクラブ
 ・学童保育 子ども会館フレンドクラブ
 蔵波 2596
長浦小学校地区
 ・長浦第一放課後児童クラブ
 久保田 137-3
 ・長浦第二放課後児童クラブ
 長浦駅前 6-1-4
平岡小学校地区
 ・平岡放課後児童クラブ 野里 1503
中川小学校地区
 ・中川放課後児童クラブ 横田 2583
根形小学校地区
 ・根形放課後児童クラブ ミツ作 761
奈良輪小学校地区
 ・放課後児童クラブあさひ 神納 4135-1
有限会社 すみれ福祉会
 袖ヶ浦市蔵波 2596 TEL 0438-63-9633 FAX 0438-40-4554

認可保育所(事業所内保育所併設)
キッズガーデンひまわり
 TEL:0438-63-4012
 FAX:0438-63-8863
 蔵波 2713-9




病後児保育

病気回復期のお子さんをお預かりします。
専属の看護師と保育士が保育にあたっていますので、安心してご利用ください。



保育場所と時間帯

長浦保育園内(名称:マミー)
月曜日～金曜日 8:00～16:00
みどりの丘保育園内
月曜日～金曜日 8:30～17:30

対象者

市内在住または、市内保育所(園)に通所(園)中の児童で、生後6か月から小学3年生までの児童で、病気回復期のため集団保育が困難な児童

利用するための理由

仕事の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭などの事情で、家庭で保育することが困難な場合。

利用方法

保育園に電話で問い合わせ後、登録手続きをしてください。

休日保育

勤務の都合や冠婚葬祭などの理由で、日曜日や祝日に家庭で保育できない場合に保育所でお預かりします。



利用時間

8:00～17:00

保育場所

長浦保育園、認定こども園まりん

対象者

市内在住、または保育所(園)に通所(園)中の児童
満3か月～就学前まで

*一時預かり、病児保育、病後児保育、休日保育は有料で予約制です。詳細は各保育所(園)にお問い合わせください。

幼児教育

幼稚園



市内には市立幼稚園が1園、私立幼稚園が2園あります。園児募集等については各園にお問い合わせください。

設置者	園名	所在地	電話	入園可能年齢
袖ヶ浦市	中川幼稚園 *	横田2637	75-6390	募集停止
学校法人神崎学園	袖ヶ浦桜ヶ丘幼稚園	久保田2848-156	62-3596	4月2日時点で3歳～
学校法人栗原学園	蔵波台さつき幼稚園	蔵波台6-7-22	63-2111	満3歳～

*中川幼稚園は令和8年3月閉園予定



子育て・福祉

〈 広告 〉



子供達の心と体の健やかな成長を目指します

遊ぶ・体験・感性

体育指導・化学指導・キッズダンス・造形絵画指導・英語遊び

市原ふじ幼稚園

 市原市椎津 2238-11
TEL.0436-66-7131

市原みのり幼稚園

 市原市桜台 3-7-1
TEL.0436-66-0502

学校法人 藤谷学園 (とうやがくえん)
<https://www.e-yochien.ac.jp>



学校教育

小・中学校

問 学校教育課 TEL 62-3718



小学校

本市には、7つの小学校があり、知・徳・体の調和のとれた心の豊かな児童の育成を目指します。

	名称	所在地	電話番号
市立	昭和小学校	坂戸市場1431	62-2055
	長浦小学校	長浦駅前6-1-4	62-2634
	根形小学校	三ツ作761	63-0450
	中川小学校	横田2583	75-2015
	平岡小学校	野里1503	75-2059
	蔵波小学校	蔵波台4-19-1	63-6351
	奈良輪小学校	奈良輪425-1	62-6700

中学校

本市には、中学校が5校あり、それぞれ個性豊かな教育方針に基づいて、未来の社会を担う生徒を育てています。

	名称	所在地	電話番号
市立	昭和中学校	神納3204	62-2034
	長浦中学校	久保田129	62-2834
	根形中学校	三ツ作741	63-0311
	平川中学校	横田500	75-2141
	蔵波中学校	蔵波2967-2	62-7041

転校の手続き

市民課あるいは平川行政センター、長浦行政センターで届出の手続きを行ってください。

就学に関する相談

特別な支援が必要なお子さんの就学についての相談をお受けしています。

学校教育課 TEL 62-3727

総合教育センター TEL 62-2254

総合教育センター

問 TEL 62-2254



電話相談・来所相談・訪問相談

不登校、いじめなど、児童・生徒に関わる相談や、幼稚園・市内小中学校への就園・就学に際し、幼稚園・市内小中学校の学校生活に不安のある方の相談に対応します。

・電話相談 TEL 63-3717

相談受付:9:00~16:00

・来所相談の予約 TEL 62-2254

*訪問相談…引きこもり傾向にある児童生徒のお宅を訪問し、相談に対応します。

奨学資金貸付

問 教育総務課 TEL 62-3691



高等学校・大学・高等専門学校等に進学しようとする方で、経済的理由により修学が困難な方に対し、修学に必要な学費の一部を無利子で貸付ける事業を行っています。受付は随時行っていますのでご相談ください。

●貸付額

区分	国立・公立	私立
高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校または専修学校の高等課程に在学する者	月額 10,000円以内	月額 20,000円以内
大学、短期大学または専修学校の専門課程に在学する者	月額 22,000円以内	月額 43,000円以内

申込みできる方

次の要件をすべて満たす方

- (1) 市内に住所を有する方または父母若しくはこれらに準ずる人が市内に住所を有する方。
- (2) 高等学校などに入学が決定、または在学している方。
- (3) 経済的理由により修学が困難である方。
- (4) 学業の成績が優れ性行が正しくかつ健康である方。

*貸付にあたっては収入・所得の上限があり、上限額は世帯の家族構成等により異なります。

〈 広告 〉

〈 広告 〉

洋品・呉服・学生服・体操着
ふとん仕立、綿打ち直し、寝具一式

上田屋 呉服店
(株式会社 上田屋商店)

【本店】
蔵波53
☎0438-62-2617

【さつき台店】
長浦駅前3-12-2
☎0438-62-9101



FAMILY FASHION

ISHII

制服・体操服取扱い
袖ヶ浦市立昭和中学校
袖ヶ浦市立平川中学校

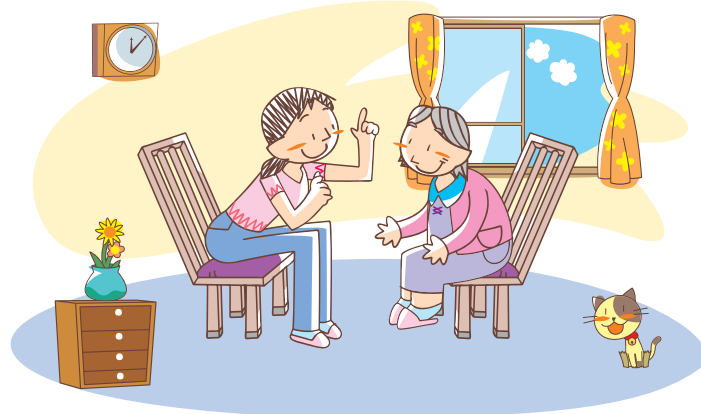
ファミリーファッション **イシイ**
奈良輪 2-1-9 0438(62)2018

(有) 石井洋品店



(1) 高齢者福祉サービス

事業名	対象者	内容
はり・きゅう・マッサージ 施術費の助成 (高齢者支援課)	75歳以上の高齢者	はり・きゅう・マッサージ施術を利用する場合、利用券を交付することにより費用の一部を助成します。1枚につき800円を助成する利用券を年間最大12枚交付。
高齢者タクシー利用料 助成事業 (高齢者支援課)	移動手段を持っていない65歳以上のみの非課税世帯に属する75歳以上の高齢者	タクシーを利用した場合の利用料金の一部を助成します。1枚につき500円を助成する利用券を申請月から年度末まで、1月あたり3枚交付。
世代間支え合い 家族支援事業 (高齢者支援課)	高齢者及び子等のうち新築・購入及び増改築または転居等に要する契約をした方	高齢者と子等がお互い支え合いながら生活する多世代家族の形成を促進し、高齢者の孤立を防ぎ、同居または近隣に居住するために、住宅の新築・購入及び増改築または転居に要する費用の一部を助成します。 ・住宅の新築等に対する助成：費用の1/2(30万円限度) ・転居に関する助成：費用の1/2(5万円限度) *助成条件について詳しくはお問い合わせください。
高齢者等住宅整備 資金貸付事業 (高齢者支援課)	市内に1年以上居住する65歳以上の高齢者等 *貸付条件や対象となる工事について、詳しくはお問い合わせください。	高齢者等が生涯住み慣れた家で自立した日常生活を営むことができるように、浴室やトイレを改造するなどの住宅の整備に対し、その資金を無利子で貸付します。 *貸付限度額 300万円(工事種類ごとの限度額あり)
家具転倒防止器具取付事業 (高齢者支援課)	自分で家具転倒防止器具の取付作業が困難な高齢者世帯等	地震における家具の転倒等による被害を防ぐため、転倒防止器具の取付作業を代行します。
生活支援短期宿泊事業 (高齢者支援課)	おおむね65歳以上の社会適応が困難な在宅高齢者等(介護保険の要介護認定または要支援認定者を除く)	特別養護老人ホームへの短期間入所により、要支援及び要介護への進行を予防する。
介護サービス相談員の派遣 (介護保険課)	介護保険サービスを利用している人やその家族など。	介護保険の新規認定者や介護保険施設を随時訪問し、介護サービスに関する相談に応じます。
移送サービス事業 (社会福祉協議会) TEL 63-3888	高齢や障がい等のため、一般の交通手段では医療機関等への外出が困難な低所得の方(家族等の自家用車、公共交通機関での外出ができない場合)	ボランティアの協力により医療機関等への送迎サービスを行います。 ・本利用会員(住民税非課税の方) 2か月に3回まで ・準利用会員(住民税額3万円以下の方) 月に1回まで
福祉カー貸出 (社会福祉協議会) TEL 63-3888	心身障害者(児)および高齢者の家族など 貸出期間 4日以内	通院や旅行などで外出する際、車椅子のまま乗ることができるスロープ付きワゴン車「袖ヶ浦ゆうあい号」を無料で貸出します(燃料代は負担していただきます)。
車イス貸出 (社会福祉協議会) TEL 63-3888	一時的に車イスが必要な方 貸出期間 3か月以内	病気・ケガによる通院や旅行などで外出する際に無料で貸出します。






❖ (2)ひとり暮らし高齢者福祉サービス



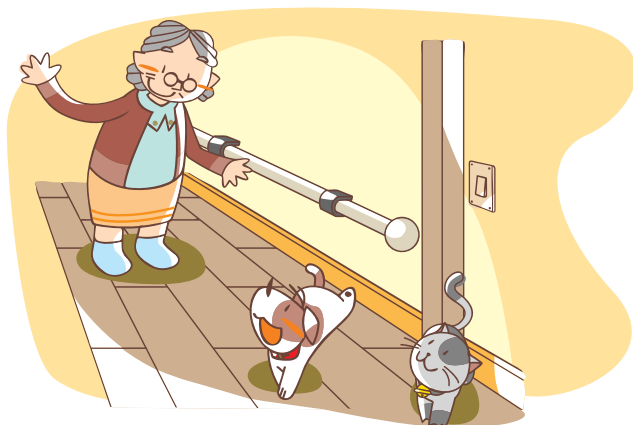
事業名	対象者	内容
救急医療情報キットの配布 (高齢者支援課)	65歳以上のひとり暮らしの高齢者 65歳以上の方のみで居住し救急時に不安を抱える高齢者 同居者の就労等により65歳以上の方のみとなる救急時の対応に不安を抱える高齢者等	かかりつけ医療機関や持病等の救急時に必要な情報を記入した救急情報シートを保管する救急医療情報キットを配布します。
緊急通報システムの貸与 (高齢者支援課)	65歳以上のひとり暮らしの高齢者等 *所得制限あり	急病時など緊急の際に、ボタンを押すだけで直ちに受信センターに連絡するシステムを貸与します。
福祉電話の貸与 (高齢者支援課)	65歳以上のひとり暮らしの高齢者等(被生活保護世帯又は所得税非課税世帯)	取付工事費及び基本料金を助成します。
火災警報器の給付 (高齢者支援課)	65歳以上のひとり暮らしの高齢者等	火災警報器を給付します。 1対象世帯につき1回限りで1台のみ。
ひとり暮らし高齢者等 見守り訪問事業 (社会福祉協議会) TEL 63-3888	ひとり暮らしの75歳以上の高齢者または 80歳以上の夫婦のみ世帯 *その他利用条件あり	月1回安否確認を実施します。
ほっとテレホンサービス (社会福祉協議会) TEL 63-3888	ひとり暮らしの65歳以上の高齢者	ボランティアが、週1回電話でお話し相手をします。

❖ (3)認知症高齢者福祉サービス

事業名	対象者	内容
成年後見制度利用支援事業 (高齢者支援課) 	認知症高齢者などで十分な判断力がない方	法定後見人等が本人に代わり財産の管理や福祉サービスの利用手続き等を行う成年後見制度の利用を支援します。
日常生活自立支援事業 (社会福祉協議会) TEL 63-3877 	高齢や障がいなどで日常生活において必要とされる判断能力に不安のある方	福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の手伝いなどの援助を行い、自立した生活を支援します。
法人後見事業 (社会福祉協議会) TEL 63-3877 	袖ヶ浦市内にお住まいの方 *詳細はお問合せください	社会福祉協議会が、法人として成年後見人等となり、被成年後見人等の権利を擁護します。 家庭裁判所の審判により選任された場合に社会福祉協議会が後見事務を行います。

子育て・福祉

〈 広告 〉



補聴器 障害者総合支援法による
補聴器具費支援制度取り扱い

補聴器相談・調整・修理(各メーカー)
出張サービス承ります。

**木更津
補聴器センター**

関東東テクナ

フウフ ヨイ ミミ

☎0438-22-4133
FAX 0438-20-8512
木更津市大和 1-9-22

❖ (4) 要介護高齢者を支援するサービス



事業名	対象者	内容
理容師派遣 (高齢者支援課)	要介護3～5と認定され理髪に行くことが困難な在宅高齢者	対象家庭に理容師を派遣します(理髪代は自己負担です)。 最大年4回
紙おむつ等の支給 (高齢者支援課)	要介護1～5と認定されている在宅の要介護高齢者を介護している方又はひとり暮らしの要介護高齢者	対象家族に紙おむつなどを支給します。 最大年6回、月3,000円限度
家族介護慰労金の支給 (高齢者支援課)	要介護3～5と認定された市民税非課税世帯の在宅高齢者で、過去1年間介護保険サービスを受けなかった方を常時介護している家族(年間1週間程度のショートステイの利用を除く)	対象家族に慰労金を支給します。 月額 8,400円

❖ (5) 社会参加への援助



事業名	対象者	内容
シニアクラブ活動 (高齢者支援課)	シニアクラブ連合会 単位シニアクラブ	シニアクラブは、地域の高齢者がお互いに交流を深め、有意義な生活を送るために自主的に組織した団体です。クラブ活動の促進と健康づくりの推進のため支援します。
公益社団法人袖ヶ浦市 シルバー人材センター TEL 63-6053	60歳以上の高齢者 (主な仕事) 植木手入れ、草刈り、草取り、農作業、ふすま・障子張り、大工、施設管理など	高齢者が健康でいきいきとした暮らし、生活の充実を図るため、高齢者の経験と技能を活かした就労の場を確保するシルバー人材センターの運営を支援します。

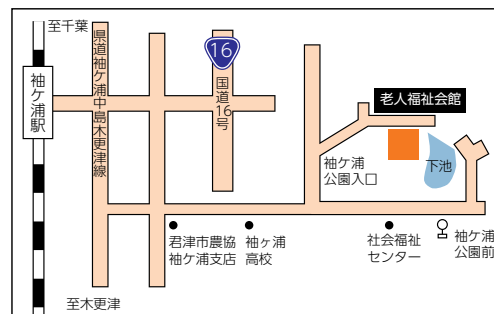
❖ (6) 施設



● 老人福社会館(ふれあいセンター)

高齢者等の憩いの場として、100畳の和室大広間(ステージ付)ほか和室4室、多目的室を備えています。

- (1) 場 所 飯富2497-1(袖ヶ浦公園内)
TEL 63-0824
- (2) 開館時間 9:00～16:30
- (3) 休 館 日 年末年始(12月29日～1月3日)
- (4) 利用者負担(一日あたり)



利用者の区分	料金
本市の住民で60歳以上の方	無 料
本市の住民で60歳未満の方	210円
本市の住民でない方	320円



地域包括支援センター



保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員(主任ケアマネジャー)といった専門職員が中心となって、住民の皆様や各種専門機関と協力しながら、高齢者の健康や住み慣れた場所での生活を支えるための機関です。

健康増進や介護予防を推進したり、高齢者の介護や生活についての相談に応じるほか、ケアマネジャーの支援等を通し、介護が必要になっても安心して暮らせる地域づくりを進めます。

要介護認定の結果で「要支援1」「要支援2」の方が介護保険サービスを利用するにあたっては、地域包括支援センターと利用契約を結び、介護予防計画を作成する必要があります。サービス利用希望の方はご連絡ください。

●こんなときご相談ください

- ・急に介護が必要になってしまいどうしてよいかわからない。
- ・家族の介護をしているがつい声を荒げてしまう。
- ・近所の高齢者の様子が心配。
- ・物忘れが進んでお金の管理ができなくなってきた。
- ・認知症について不安がある。
- ・悪質商法の被害に遭った。
- ・足腰が弱くなり、寝たきりへの不安がある。
- ・健康や介護予防について話を聞きたい等。

地域包括支援センターの相談窓口は、市役所本庁・各地区地域包括支援センター2ヶ所・ランチ(窓口)1ヶ所の計4ヶ所です。

*令和7年2月1日現在

袖ヶ浦市地域包括支援センター(基幹型、昭和・根形地区)

袖ヶ浦市役所 高齢者支援課内

TEL 62-3225

業務日・業務時間

月曜日～金曜日 8:30～17:15

(祝日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く)

*業務時間外でも緊急の場合は、各地区地域包括支援センターまたはランチにご連絡ください。

昭和・根形地区

ランチ(窓口)

袖ヶ浦菜の花苑

TEL 62-6151

袖ヶ浦市長浦地区地域包括支援センター

蔵波台7-24-2

(長浦交流センター向かい)

TEL 53-8671

*業務日・業務時間は袖ヶ浦市地域包括支援センターと同じです。

袖ヶ浦市平川地区地域包括支援センター

野里1452-4

(袖ヶ浦瑞穂特別養護老人ホーム内)

TEL 40-5994

*業務日・業務時間は袖ヶ浦市地域包括支援センターと同じです。



子育て・福祉

〈広告〉

社会福祉法人 慈協会

サニーヒル

特別養護老人ホーム ユニット型

ショートステイサービス デイサービス

居宅介護支援サービス

袖ヶ浦市久保田857-9

☎ 0438-63-0032

協力病院 **市原メディカルキュア**

院長: 遠山洋一

☎ 0436-61-0519

イトーヨーカドー姉崎店となり

社会福祉法人 瑞光会

袖ヶ浦瑞穂
特別養護老人ホーム

ショートステイ | デイサービス

☎ 60-5566

袖ヶ浦瑞穂
居宅介護支援センター

☎ 60-5577

介護のこと、お気軽にご相談下さい。

袖ヶ浦市野里1452-4
(平岡小学校となり)

<http://care-net.biz/12/mizuho>

介護保険

介護保険制度

問 介護保険課 TEL 62-3206



(1) 介護保険とは

介護保険制度は、住み慣れた地域でいつまでもいきいきと暮らせるように、また介護が必要になっても安心して自立した生活を送れるように、社会全体で支えていこうという仕組みです。

(2) 介護保険の加入者

- ・第1号被保険者…65歳以上の方
- ・第2号被保険者…40歳から64歳までの方で医療保険に加入している方

(3) 申請と訪問調査、介護の認定

●申請

介護保険によるサービスを利用する場合には、介護が必要となった時点で申請をし、「要介護認定」を受ける必要があります。申請書は各窓口に配置してあるほか、市役所ホームページからもダウンロードできますので、ご利用ください。

申請は、居宅介護支援事業所などに代行してもらうこともできます。

申請窓口	所在地	電話番号
介護保険課	坂戸市場1-1 市役所北庁舎1階	62-3206(認定・給付班直通)
長浦行政センター	蔵波513-1	62-5711
平川行政センター	横田115	75-3111

申請の際に必要なもの

- 介護保険被保険者証
 - マイナンバーカードもしくは個人番号通知カード
 - 申請時に主治医の氏名・医療機関を伺います。
 - 申請時に訪問調査の立会人となる方のお名前・続柄・連絡先を伺います。
 - 40歳から64歳までの方は、マイナ保険証を保有していない場合、医療保険に係る資格確認書が必要です。
 - 40歳から64歳までの方は、対象となる特定疾病が指定されています。事前に主治医に確認してください。
- 【対象となる16の特定疾病】
- ・がん末期 ・関節リウマチ ・筋萎縮性側索硬化症 ・後縦靭帯骨化症 ・骨折を伴う骨粗鬆症 ・初老期における認知症
 - ・進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
 - ・脊髄小脳変性症 ・脊柱管狭窄症 ・早老症 ・多系統萎縮症 ・糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
 - ・脳血管疾患 ・閉塞性動脈硬化症 ・慢性閉塞性肺疾患 ・両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

●訪問調査

調査員が被保険者ご本人のもとを訪問し、日常生活の状況についてお話を伺ったり、実際に体を動かしていただくなど、介護の必要性について1時間程度の調査をします。

調査に際しては、ご家族などの立ち会いが必要です。

介護認定の申請を提出いただいた後、立会人の方に日程調整のためのご連絡をします。

●介護の認定

審査後、介護認定の通知と介護保険被保険者証、介護保険負担割合証を発送します。要介護状態区分(「要支援1・2」、「要介護1～5」)と認定の有効期間を必ずご確認ください。

審査の結果「非該当」となることもあります。



◀ (4) 介護サービスの種類

介護保険のサービスには、次のようなものがあります。

区分	内容
在宅系サービス	ホームヘルパー、訪問入浴、訪問リハビリ、訪問看護、福祉用具の貸与や購入、住宅改修など
通所系サービス	通所介護(デイサービス)、通所リハビリ(デイケア)、短期入所(ショートステイ)など
施設系サービス	特別養護老人ホームへの入所、老人保健施設への入所など

◀ (5) 利用者負担

介護保険サービスの利用者負担は、前年の所得に応じて1割、2割または3割となります。

ただし、通所や施設サービスにおける食費や居住費(宿泊費)、日常生活費などは全額利用者負担になります。

なお、短期入所を含む施設サービスの食費・居住費については、低所得世帯の方の場合、申請により負担を一部軽減する制度があります(「特定入所者介護(介護予防)サービス費支給」制度)。

◀ (6) サービスを利用するにあたって

要介護認定を受け、住み慣れたご自宅で介護サービスを利用しようとする場合には、要介護状態区分に応じて、相談窓口が異なりますのでご注意ください。

● 要支援1・2

お住まいの地区の地域包括支援センターでサービス利用について相談してください。

窓口	担当地区	所在地	電話
袖ヶ浦市地域包括支援センター	昭和根形	坂戸市場1-1 市役所1階 北庁舎1階 (高齢者支援課内)	62-3225
袖ヶ浦市長浦地区地域包括支援センター	長浦	蔵波台7-24-2	53-8671
袖ヶ浦市平川地区地域包括支援センター	平岡 中川 富岡	野里1452-4 (袖ヶ浦瑞穂特別養護老人ホーム内)	40-5994

● 要介護1~5

市町村指定の居宅介護支援事業所と契約し、介護サービスの利用に向けてケアプランを作成します。

・市内の居宅介護支援事業所一覧(令和7年1月1日時点)

窓口	所在地	電話
袖ヶ浦葉の花苑 居宅介護支援事業所	神納4181-20	63-7736
カトリアンホーム 居宅介護支援事業所	蔵波2713-1	63-1021
サニーヒル 居宅介護支援センター	久保田857-9	63-0058
さつき会ケアマネセンター	長浦駅前4-2-1	64-2245
袖ヶ浦ムツミ 居宅支援センター	福王台1-13-3	60-2012
介護相談みどりの風 そでがうら	下泉1425	75-8686
袖ヶ浦瑞穂 居宅介護支援センター	野里1452-4	60-5577
入道雲	下宮田525-2	42-1666
げんき介護相談所	勝217-1	62-4137
AIST横田 居宅介護支援事業所	横田1095	40-4897
居宅介護支援事業所 わらく	上泉1308	75-8123

* 他市町村の指定事業所であれば、市外の事業所でもサービスを受けられます。

* どの事業所と契約を結ぶのかは利用者が選択できます。また、利用者の希望により変更することもできます。

* ケアプラン作成に係る費用は介護保険で全額負担しますので、自己負担はありません。

● 施設への入所を希望する方

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護医療院等の施設へ入所を希望する場合には、入所条件、待機状況、費用負担等について直接施設にお問い合わせください。

市内、近隣市の施設の連絡先を確認したい場合には、市役所介護保険課までお問い合わせください。



子育て・福祉

〈 広告 〉

有限会社 憩 いこい
袖ヶ浦市横田1709-2

☆グループホーム憩
○認知症対応型共同生活介護
TEL.0438-75-7010

☆デイサービス憩
○認知症対応型通所介護
TEL.0438-75-7010

特定非営利活動法人 憩 いこい
袖ヶ浦市横田1709-2

☆ケアサービス憩
○訪問介護 ○身体障害者支援
○介護タクシー
TEL.0438-75-7964



〈 広告 〉

あなたの笑顔がずっと続くために
その人らしさを大切にします

社会福祉法人 みどりの風

☆特別養護老人ホーム みどりの丘
・地域密着型特別養護老人ホーム
・デイサービス
・ショートステイ(空床型)
袖ヶ浦市下泉1424-3 ☎0438-75-8700

☆特別養護老人ホーム みどりの樹
・地域密着型特別養護老人ホーム
・ショートステイ
袖ヶ浦市下泉1426 ☎0438-38-5600

☆介護サービス みどりの風 そでがうら
・ショートステイ
・デイサービス
・介護相談(居宅介護支援)
袖ヶ浦市下泉1425 ☎0438-75-8686

☆介護サービス みどりの風 きさらづ
・デイサービス
・訪問入浴
・介護相談(居宅介護支援)
木更津市笹子553 ☎0438-97-8686

☆袖ヶ浦市長浦地区地域包括支援センター
袖ヶ浦市蔵波台7-24-2 ☎0438-53-8671

<https://kaigo-midorinokaze.com/>

介護保険料

介護保険料

問 介護保険課 TEL 62-3158



介護保険の加入者は、次の2種類に分かれています。

- (1) 第1号被保険者…65歳以上の方
- (2) 第2号被保険者…40歳から64歳までの方で医療保険に加入している方

ここでは、第1号被保険者の介護保険料についてお知らせします。

第2号被保険者の方の介護保険料は、ご加入の医療保険の保険料等に含まれます。

（1）介護保険料の計算方法

65歳以上の方の保険料は、市全体として必要な介護サービス費用が賚るよう算出された「基準額」をもとに決められます。「基準額」をもとに、低所得の方に過重な負担にならないよう、所得段階別に保険料を決定します。

・前年の所得や世帯状況などにより、保険料の段階が決まります。

*「基準額」は3年ごとに改定され、保険料の段階も変更されることがありますので、各年度の保険料の算定については、介護保険課までお問い合わせください。

（2）介護保険料の納め方

●特別徴収

年6回、偶数月の年金支給日に、年金から天引きする方法です。年額18万円以上の老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金を受給している方は、原則として特別徴収の対象になります。

●普通徴収

納付書により支払う方法です。

年金が18万円未満の方または次に該当する方が対象です。

- (1) 年度途中で65歳になった。
- (2) 年度途中で老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった。
- (3) 年度途中で袖ヶ浦市に転入した。
- (4) 介護保険料額が年度途中で変更になった。
- (5) 年金が一時差し止めになった。

〈広告〉

●保険料の納付はかんたんで便利な口座振替で

普通徴収の保険料は、口座振替で納めることができます。納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もないため、たいへん便利です。

申し込み場所	預金口座のある金融機関 (銀行、信用金庫、農協など)・郵便局・市役所 (行政センター)
必要なもの	通帳および口座届出印、納入通知書

（3）保険料を滞納している

（1）1年間滞納している場合

介護サービスを利用するとき、いったん利用料の全額を負担し、あとで7～9割の保険給付相当分を市から払い戻しを受ける「償還払い」に支払方法が変更になります。

（2）1年6か月間滞納している場合

償還払いになった保険給付分（7～9割）の一部または全部を、一時的に差し止めるなどの措置がとられます。なお、滞納が続く場合は、差し止められた保険給付分から保険料が差し引かれる場合もあります。

（3）2年間以上滞納している場合

介護保険料の未納期間に応じて、本来1～3割である利用者負担の割合が3～4割に引き上げられたり、高額介護サービス費等の支給が受けられなくなります。

●困ったときには、お早めにご相談を…

災害など、特別な事情で一時的に保険料が支払えなくなったときには、保険料の徴収猶予や減免を受けられることがありますので、介護保険課までご相談ください。

住宅型有料老人ホーム シェアハウス 彩輝



袖ヶ浦市奈良輪字下谷 1053-1
TEL 0438-38-3812
FAX 0438-38-3813

住宅型有料老人ホーム 笑顔の家 彩輝



袖ヶ浦市大曾根字東谷 2-1
TEL 0438-63-6211
FAX 0438-63-8533

サービス付き高齢者向け住宅 ハピネス 彩輝



袖ヶ浦市大曾根 1183-1
TEL 0438-53-7102
FAX 0438-53-7105

お気軽にご相談・お問い合わせください。

有限会社 ライフサポート彩輝

袖ヶ浦市奈良輪字下谷 1053-1

TEL 0438-38-3812
FAX 0438-38-3813

地域福祉

福祉施設

社会福祉センター

問 飯富1604 TEL 63-3888

広く市民参加による福祉活動の推進の場としてご利用いただく施設で、社会福祉協議会、シルバー人材センターの事務所があります。

開館時間 土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く
9:00~17:00

利用できる方 原則として市内在住者

使用料 1時間につき、大会議室460円、小会議室140円、録音室90円(ただし、市内福祉団体および社会教育団体などの使用は無料)

問い合わせ先 袖ヶ浦市社会福祉協議会 TEL 63-3888

民生委員・児童委員

問 地域福祉課 TEL 62-3157



厚生労働大臣から委嘱をうけ、地域福祉の相談活動を行っています。お住まいの地区によって担当の民生委員が異なります。詳しくは、地域福祉課地域福祉班までお問合せください。

生活困窮・生活保護

問 地域福祉課 TEL 62-3159



生活のことや経済的なことでお困りのことがあるときに、ひとりひとりに合わせた相談支援をしています。地域福祉課生活支援班までお問合せください。

その他の貸付事業

事業名	対象者	内容
生活福祉資金の貸付	低所得者世帯 障がい者世帯 高齢者世帯 離職者 など	低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯および離職された方などの自立を助けるため、生活福祉資金を貸付けます。 *貸付条件があります。詳しくはお問合せください。

社会福祉協議会

問 飯富1604 TEL 63-3888

地域の福祉を推進するため以下の事業を行っています。

事業名	本書中の掲載ページ
移送サービス事業	P48
福祉カー貸出	
車イス貸出	
見守り訪問事業	P49
ほっとテレホンサービス	
日常生活自立支援事業	
法人後見事業	
生活福祉資金の貸付	本ページ

ボランティアセンター(社会福祉センター内)

問 飯富1604 TEL 63-3988

ボランティアに関する各種相談に応じています。

また、ボランティア講座の開催、ボランティア情報紙の発行などを行っています。

開館時間 土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く
8:30~17:15

問 社会福祉協議会 飯富1604 TEL 63-3888

障がい者福祉



障がい者福祉

問 障がい者支援課 TEL 62-3187 TEL 62-3199

障がいの有無にかかわらず、だれもが共に支え合って暮らす共生社会の実現を目指し、様々な事業を行っています。全国一律の介護給付、訓練等給付などの障がい福祉サービスと、袖ヶ浦市が実施する「地域生活支援事業」についてサービスを提供しています。

日常生活のために

事業名	対象者	内容
重度心身障害者(児)医療費などの支給	身体障害者手帳(1・2級)、療育手帳(A判定)、精神障害者保健福祉手帳(1級)、もしくは身体障害者手帳3級と療育手帳Bの1の両方の交付を受けている方(手帳取得時の年齢が65歳以上の場合は対象外。)	健康保険が適用される入院、通院時の医療費の自己負担額を助成 *一部自己負担あり(所得制限あり)
紙おむつの給付	重度の障害者手帳を所持し、障がいを原因として常時紙おむつが必要な方(3歳以上65歳未満)	対象家庭に紙おむつを給付 年6回(合計1,100枚程度)

身体障がい者のために

事業名	対象者	内容
身体障害者手帳の交付	身体障がい者(児)	身体に障がいのある方が各種の援護を受けるために必要な身体障害者手帳を交付 * 県が発行、窓口は市町村
自立支援医療(更生医療)の給付	身体障害者手帳を所持する18歳以上の方	障がいの程度を軽くしたり、障がいの進行を防止するための医療を給付(所得により一部自己負担あり)
自立支援医療(育成医療)の給付	市内に申請者(保護者など)が居住する18歳未満の方	
移動入浴車派遣	身体障害者手帳(1級、2級)を所持し、65歳未満で長期間寝たきりの方 * 介護保険第2号被保険者を除く	対象家庭に移動入浴車を派遣して入浴サービスを実施
日常生活用具の給付など	身体障害者手帳・特定疾患医療受給者証を所持する在宅の方(一部知的障がい者・精神障がい者の方への対象品目あり)	ベッド、入浴担架などを給付(原則1割を自己負担) * 品目により介護保険の利用を優先 * 品目等により対象の制限あり
補装具費の支給	身体障害者手帳・特定疾患医療受給者証の所持者(一部所得制限あり)	障がいに応じて義肢、補聴器、車いすなどの補装具にかかる費用を支給(原則1割を自己負担) * 品目により介護保険の利用を優先

知的障がい者のために

事業名	対象者	内容
療育手帳の交付	知的障がい者(児)	知的障がいのある方が各種の援護を受けるために必要な療育手帳を交付 * 県が発行、窓口は市町村
職親委託制度	知的障がい者(児)	知的障がい者(児)の更生援護に熱意をもつ事業経営者のもとで、知的障がい者(児)の生活指導や技能習得訓練などを行う

精神障がい者のために

事業名	対象者	内容
精神障害者保健福祉手帳の交付	精神障がい者(児)	精神に障がいのある方が各種の援護を受けるために必要な精神障害者保健福祉手帳を交付 * 県が発行、窓口は市町村
自立支援医療(精神通院)の給付	通院により精神障がいの治療を受ける方	精神障がいの通院医療費の自己負担額を1割に軽減(所得などにより、対象外の場合あり) * 県の事業、窓口は市町村
精神障がいの医療費の助成	市内に1年以上住所を有し、1か月以上継続して精神障がいの治療を受けている方(事前登録制・所得制限あり)	保険診療の範囲内で医療費を助成 * 通院治療の場合は、自立支援医療(精神通院)または後期高齢者医療の自己負担分を助成

(広告)



障害をお持ちの方の暮らしと人生を応援しています。

特定非営利活動法人 ぽぴあ

〒299-0243 袖ヶ浦市蔵波2674-2

☎0438-60-7521

<https://www.popia.jp>

<p style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;">福祉作業をしたい方</p> <p>就労継続支援B型事業所</p> <h2 style="color: black;">ブルーム</h2> <p style="color: red; font-weight: bold;">☎0438-53-7375</p> <p>袖ヶ浦市蔵波2674-2</p>	<p style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;">福祉作業をしたい方</p> <p>就労継続支援B型事業所</p> <h2 style="color: black;">ふれあ</h2> <p style="color: red; font-weight: bold;">☎0438-42-1089</p> <p>袖ヶ浦市蔵波25-2</p>	<p style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;">デイサービスを受けながら福祉作業をしたい方</p> <p>生活介護事業所</p> <h2 style="color: black;">ふくしあ</h2> <p style="color: red; font-weight: bold;">☎0438-40-5831</p> <p>袖ヶ浦市神納1-19-7</p>	<p style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;">デイサービスを受けたい方</p> <p>生活介護事業所</p> <h2 style="color: black;">夢の木</h2> <p style="color: red; font-weight: bold;">☎0438-60-7131</p> <p>袖ヶ浦市蔵波2674-2</p>
--	---	--	--

私たちは、支援の力を最大限に活かし、全力でサポートいたします

地域生活定着支援

望む暮らし 安心した生活 笑顔で暮らす

■グループホーム(包括型)

共同生活援助事業：仲間と過ごす安心空間で生活してください
(令和6年10月現在 37カ所) サテライト型(4ヶ所)



グループホーム統括事務所

袖ヶ浦市長浦駅前 6-17-5

TEL 0438-60-2662
FAX 0438-60-2663

就 労 支 援

仲間と楽しく仕事をしたいを全力で応援

■リープカンパニー(就労継続支援B型)
就労継続支援B型：企業型運営で働く感覚と意欲を高めてください



・雇用型(定員20名)
・食品製造

袖ヶ浦市蔵波台 7-16-13

TEL/FAX 0438-53-7075

今やりたいこと 将来やりたいこと!!全力でサポート

■就労サポートリープ(多機能型)

・定員40名
・就労継続支援B型
・生活介護
袖ヶ浦市蔵波台 5-1-10
TEL/FAX 0438-63-6334

障がいのある人に対する相談支援

望む暮らしを根ざした
福祉サービス利用計画を
作成します

指定特定相談支援事業所 リーベル

袖ヶ浦市蔵波台 5-1-9 管理事務所内

TEL 0438-38-4678 FAX 0438-38-4679

毎日が楽しく笑顔となる特別な生活を目標としています

■ウェルカムリープ

通所介護サービス事業：
楽しく安心して交流しながら今日を支えます
袖ヶ浦市神納 4179-14

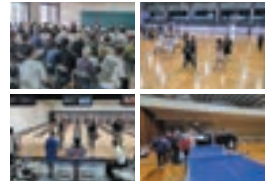
安心して暮らせる地域生活の応援

団結力と向上心を仲間と育む

■リープみんな仲間だ会
(利用者の自治会活動)

スポーツを通じて地域交流を

■障がい者スポーツ活動支援
(一緒にスポーツを楽しみませんか)



特定非営利活動法人

就労生活定着支援センターリープ

〈管理事務所〉

袖ヶ浦市蔵波台 5-1-9

<https://npo-ri-bu.com/>

TEL 0438-38-4678 FAX 0438-38-4679

放課後等デイサービス

きっすラボ

Group

きっすラボ 袖ヶ浦

袖ヶ浦市福王台 3-13-9 ヤマカビル 1F

Tel.0438-71-1870

周 西 ひまわり

社会福祉法人いずみ会
〒299-0205 袖ヶ浦市上泉 1767-21
<http://izumi-kai.com>

障害者支援施設 袖ヶ浦学園
TEL 0438-75-4585
FAX 0438-75-7445

相談支援センター 晴(ハル)
TEL 0438-97-5118
FAX 0438-75-7445

グループホーム 絆
〒299-0236 袖ヶ浦市横田 124-1
TEL 0438-97-7815
FAX 0438-97-7816

子育て・福祉

ぽぴあ 障害をお持ちの方の暮らしと人生を応援しています。

特定非営利活動法人 ぽぴあ

〒299-0243 袖ヶ浦市蔵波2674-2 ☎0438-60-7521 <https://www.popia.jp>

<p>障がい者の生活全般の相談</p> <p>指定相談支援事業所</p> <p>もえ</p> <p>ご利用は無料です。</p> <p>☎0438-60-7578</p> <p>袖ヶ浦市蔵波2674-2</p>	<p>就労や雇用についての相談</p> <p>障害者就業・生活支援センター</p> <p>エール</p> <p>ご利用は無料です。</p> <p>☎0438-42-1201</p> <p>木更津市中央1-16-12</p>	<p>ヘルパー外出や訪問介護を利用したい方</p> <p>居宅介護事業所</p> <p>ゆう</p> <p>☎0438-60-7541</p> <p>袖ヶ浦市蔵波2674-2</p>	<p>グループホームを利用したい方</p> <p>市内11カ所、他市外2カ所</p> <p>ぽぴあホーム</p> <p>☎0438-60-7528</p> <p>袖ヶ浦市蔵波2674-2</p>
---	--	--	--



社会参加のために

事業名	対象者	内容
福祉タクシー利用券の交付	身体障害者手帳(1級、2級)または療育手帳(A判定)を所持する在宅の方	年間で最大54枚(身体障害者手帳に腎臓機能障害の記載があり人工透析療法を受けている方は最大108枚)交付。申請月により交付枚数が異なります。
自動車改造費の助成	上肢・下肢・体幹機能障がいのある身体障害者手帳(2級以上)を所持し、自分で自動車を運転する方	10万円を限度に費用を助成 * 所得制限あり
自動車運転免許取得費の助成	身体障害者手帳(1～4級)所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳(1級、2級)所持者	免許取得に直接要した費用の3分の2以内で10万円を限度に費用を助成
交通機関の割引	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳(運行会社による)の所持者	JR等、バス、タクシー、航空旅客運賃の割引
有料道路料金の割引	身体障がい者本人の運転、または重度の心身障がい者が同乗し介護者が運転する場合	有料道路料金の5割引(他の割引制度とは同時適用なし)

心身障がい者(児)各種福祉手当

事業名	対象者	内容
特別障害者手当	在宅で介護が必要な20歳以上の最重度障がい者(おおむね2つ以上の重度障がい)	月額28,840円 * 所得制限あり、手当額は毎年見直しがあります。
重度心身障害者福祉手当	20歳以上の在宅の重度知的障がい者(A判定)、または20歳から65歳未満の寝たきり身体障がい者(1級、2級)、もしくはその障がい者を介護する方	月額8,650円 * 所得制限あり
特別児童扶養手当	在宅で介護が必要な20歳未満の重度または中度心身障がい児の保護者	1級 月額55,350円 2級 月額36,860円 * 所得制限あり、手当額は毎年見直しがあります。
障害児福祉手当	在宅で介護が必要な20歳未満の重度心身障がい児	月額15,690円 * 所得制限あり、手当額は毎年見直しがあります。
心身障害児福祉手当	在宅で介護が必要な20歳未満の心身障がい児(身体障害者手帳1～3級、療育手帳A判定、Bの1)を介護する保護者	月額8,650円 * 所得制限あり
難病患者療養見舞金	指定難病または小児慢性特定疾病のため1か月以上継続的に入院または通院治療を受けている方(千葉県で指定難病もしくは小児慢性特定疾病等の認定を受けている方)	月20日以上入院…月額7,000円 月20日未満入院、月1日以上通院…月額3,500円

将来のために

事業名	対象者	内容
心身障害者扶養年金(任意加入の制度)	身体障害者手帳(1～3級)、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳(1級、2級)の所持者を扶養している65歳未満の方	加入者が死亡した場合、障がい者に年金を支給 年金月額1口 20,000円 * 掛金は加入時の年齢による

福祉作業所

問 大曾根862-1 TEL 63-2266

身体障がい者や知的障がい者の方に、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう支援を行います。利用には、市町村の受給者証の交付が必要となります。

実施事業 就労継続支援B型、生活介護、日中一時支援

休所 土曜日・日曜日・祝日・年末年始

問い合わせ先 障がい者支援課 TEL 62-3187